

平成23年度 第24回九州中学生選抜ハンドボール大会 実施要項

- 1 主 催 九州ハンドボール協会
- 2 主 管 宮崎県ハンドボール協会
- 3 後 援 宮崎県教育委員会 宮崎県体育協会
- 4 協 賛 株式会社モルテン 株式会社ミカサ 株式会社TEAM
- 5 期 日 平成24年3月23日(金)～25日(日)
23日(金)
審判会議 15:00～(宮崎市総合体育館 大会議室)
監督・主将会議 16:00～(同上)
開 会 式 16:45～(同上)
24日(土)
競技(1・2回戦) 9:30～
25日(日)
競技(準健勝・決勝) 9:30～
閉会式 競技終了後
- 6 会 場 ○宮崎市総合体育館 A・B面(37m×20m)
宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7 0985-29-5603
○宮崎県体育館 C・D面(37m×20m)
宮崎市宮崎駅東2丁目4番地 0985-24-3975
☆諸会議会場：宮崎市総合体育館大会議室
宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7 0985-29-5603
- 7 参加資格 (1) 当該中学校に在籍する2年生以下の生徒で、校長が参加を認めた者とする。なお、各中学校でスポーツ傷害保険に加入しておく。
(2) 平成23年度(財)日本ハンドボール協会に登録されたチーム及び選手・役員で中学校・複数校合同チーム・総合型地域スポーツクラブなどのクラブチームとする。
さらに、各県予選で代表権を得たチームであり、県協会の承認を得たチームとする。
(3) チーム編成は、監督1名・役員3名・選手15名以内とする。
- 8 参加校 各県男女代表2チームずつによる計32チームとする。

- 9 競技規則 (1) 平成23年度(財)日本ハンドボール協会競技規則による。
(2) 延長戦については、準決勝までは第1延長後7MTCで実施し、決勝戦は正規とする。
(3) 試合球は(財)日本ハンドボール協会公認2号球(モルテン・ミカサ)とする。
(4) 松ヤニ・松ヤニスプレーの使用は禁止し、両面テープのみ使用可とする。練習で使用するボールも松ヤニのついているものは使用不可とする。
- 10 競技方法 (1) トーナメント方式で行う。
(2) 競技時間は、25分—10分—25分とする。
(3) 3位決定戦は実施しない。
(4) 1・2回戦の敗者による交流試合を行う。
- 11 表彰 男女各3位までを表彰する。
- 12 申込方法 (1) 下記を平成24年2月24日(金)必着で申し込む。各種申込書は、宮崎県ハンドボール協会HPからダウンロードして作成する。
～郵送(原本)で送付するもの～
①大会参加申込書
②選手・役員変更届(必要発生時のみ)
- | |
|---|
| 【送付先】 〒880-2104
宮崎県宮崎市大字浮田662
宮崎市立生目南中学校
宮崎県ハンドボール協会 本部圭一朗 宛
TEL 0985-47-1102 |
|---|
- ～E-mailで送付するもの～
①プログラム用チーム写真付き名簿(キャビネ版1600×1200選手
の顔が大きく写っているもの)
②大会記念Tシャツ・大会プログラム申込書
③宿泊・弁当申込書(宿泊については、宮崎県協会が斡旋する業者を必ず通して申し込むこと)沖縄県除く

【送付先】 〒862-0924
熊本県熊本市帯山6-8-50 株式会社TEAM 内
第24回九州中学生ハンドボール選抜大会事務局 宛
TEL 096-384-8585
E-mail: info@k-team.jp

13 参加負担金 各チーム15,000円とする。

【振込先】 宮崎銀行 仲町支店 普通預金 70093
宮崎県ハンドボール協会 会長
税所健好 (サイショケヨシ)

※「〇〇県 〇位 〇〇中学校 (性別)」
を確実に記入する。

14 組み合わせ 九州ハンドボール協会理事会にて厳正に抽選を行う。

- 15 参加上の注意
- (1) 役員・選手は(財)日本ハンドボール協会の役員証・選手証を持参し、試合前の提示及び審判員の確認を受ける。特に「写真貼付」や「登録番号記入」の不備がないようにする。
 - (2) 役員・選手の変更は、別紙変更届用紙に必要事項を記入後、できるだけ早めに申込先まで郵送する。
 - (3) ユニフォームは濃淡が明確に認識できるものを2着以上準備する。
 - (4) 監督(引率責任者)は当該チームの教職員とする。引率責任者は選手・保護者のすべての行動に対して責任を負うものとし、選手は中学生としての本分を忘れない。
 - (5) 会場使用については規則とマナーを遵守する。特に「2足制」を厳守する。
 - (6) フロアーにおける試食は試合中の水分補給のみとする。容器はスクイズボトルやペットボトル等の倒れてもこぼれない蓋・ストロー付きのものとする。
 - (7) ゴミについてはすべて持ち帰りとし、適切に処分すること。
 - (8) 両体育館ともに鳴り物は禁止とする。